

資 料

イギリス2006年会社法 (15・完)

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

川 島 いづみ
菊 田 秀 雄
中 村 信 男

イギリス2006年会社法 (15・完)

第43編 透明性義務および関連事項
(TRANSPARENCY OBLIGATIONS
AND RELATED MATTERS)

〔解説〕

第43編には、2004年に採択されたEUの透明性指令(2004/109/EC)に対応するために、2000年金融サービス市場法を改正する規定が置かれている。2006年会社法制定の機会を2000年金融サービス市場法(以下「FSMA」という。)の改正のために利用したもので、2007年1月までに国内法化を履行すべき透明性指令について、1972年ヨーロッパ共同体法(the European Communities Act 1972)第2条第2項に基づく命令(Statutory Instruments)によるよりも、より包括的に、かつ包括的な方法で国内法化を行うためであると説明されている⁽¹⁾。

第1265条は、FSMA第6編第103条第1項に透明性義務指令の定義を挿入すべきことを定め、第1266条は、透明性指令に関して規制機関(金融サービス機構)が制定する「透明性規則」に関する条項である第89A条ないし第89G条をFSMA第6編に挿入することを定める。内容としては、議決権保有者情報の通知や、議決権証券および定款変更に関する情報の発行者による通知など、興味深いものが含まれている。なお、議決権保有者情報の通知・提供等に関する第89B条ないし第89D条は、1985年会社法第6編の前半部分について、透明性指令に対応する規定が設けられたもので、同法第6編の後半部分は、2006年会社法第22編に受け継がれている⁽²⁾。第1267条は、規制機関の情報請求権に関

(1) A. Alcock et al., Companies Act 2006: The New Law (2007), at p. 315.

(2) 規定の沿革および2006年会社法第22編については、菊田秀雄「イギリスにおける実質株主の開示請求制度」国際商事法務39巻9号1279頁以下・39巻11号1612頁以下(2011年)において解説等がなされている。

する第89H条ないし第89J条を同じく第6編に挿入することを定め、第1268条は、透明性義務に違反する場合の権限行使に関する第89K条ないし第89N条をFSMA第6編に挿入することを定める。第1269条は、規制機関が制定するコーポレート・ガバナンス・ルールに関する第89O条を続けて挿入する旨を定めている。

第1270条は、虚偽または誤導的な流通開示に関する発行者の責任について規定する第90A条および第90B条をFSAMに挿入することを定めていたが、2010年に制定された2000年金融サービス市場法（発行者責任）規則（SI 2010/1192）により、第90A条は削除されている⁽³⁾。第1271条は、連合王国が本国である場合の規制機関の権限行使に関する第100A条をFSMAに挿入することを定める。第1272条は、付随的な改正を加える附則15について定める。第1273条は、コーポレート・ガバナンスに関する共同体の義務を履行するため、国務大臣がコーポレート・ガバナンス規則を制定する権限について定める規定である。

〔条 文〕

第1265条 透明性義務指令 (The transparency obligations directive)

（譲渡可能証券のための公式上場、目論見書要件等に関する規定を設ける）2000年金融サービス市場法（the Financial Services and Markets Act 2000 (c. 8)）第6編第103条第1項（解釈）の適切な箇所、次の文言を挿入するものとする。

「透明性義務指令」とは、規制市場における証券の取引を認められた発行者に係る情報に関する透明性要件の調和に関する2004年の欧州議会および理事会の指令（Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of Council relating to the Harmonisation of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market）を意味する。

透明性 (Transparency obligations)

第1266条 透明性規則 (Transparency rules)

(1) 2000年金融サービス市場法第89条の後に、以下の条項を挿入するものとする。

「透明性義務 (Transparency obligations)

第89A条 透明性規則 (Transparency rules)

(3) 詳細は、川島いづみ「イギリス法における不実開示に関する民事責任」『石山卓磨先生・上村達男先生還暦記念 比較企業法の現在』（成文堂、2011年）361頁以下。

- (1) 規制当局 (competent authority) は、透明性義務指令の国内適用のために、規則を制定する権限を有する。
- (2) 第 1 項の規則には、透明性義務指令の規定から生ずる事項またはこれに関する事項を扱う規定を設けることができる。
- (3) 規制当局は、次の各号に掲げる規則を制定することができる。
 - (a) 規制市場以外の連合王国の市場において取引される議決権株式について議決権者情報が、公表され、または、規制当局に通知されることを確保するための規則
 - (b) 議決権株式と同等の証券 (comparable instruments) (第 89F 条第 1 項第 (c) 号参照) を有する者が、当該規則に特定する状況において、当該株式の一部もしくは全部の議決権を有するものと扱われることを定める規則
- (4) 本条に基づく規則は、とりわけ、次の各号に掲げる規定を設けることができる。
 - (a) ある者が保有する (i) 発行者の株式に関する総議決権の割合、または、(ii) 発行者のある種類株式に関する総議決権の割合が、どのように決定されるかを定める規定
 - (b) 発行者の議決権株式についてある者 (P) が保有する議決権を決定するために、当該発行者の議決権株式について他の者が保有する議決権または第 3 項第 (b) 号によって保有するものと扱われる議決権が、当該者 (P) によって保有されるとみなされる状況を定める規定
 - (c) 通知に含まれるべき情報の性質を定める規定
 - (d) 通知の形式に関する規定
 - (e) 所定の期間内に通知が為されることを要求する規定
 - (f) 情報が公表される方式および公表されるべき期間を定める規定
 - (g) 本条に基づく規則によって課される要件が適用されない状況を定める規定
- (5) 本条に基づく規則は、本編において「透明性規則」(“transparency rules”) という。
- (6) 第 89B 条ないし第 89G 条は、本条に基づく規則制定権限を制限するものではない。

第 89B 条 議決権保有者情報に関する規定

- (1) 透明性規則は、当該規則で特定する状況において、次の各号に掲げる者に対して、議決権株式に関する議決権保有者情報を通知するよう定めることができる。
 - (a) 発行者、もしくは、
 - (b) 公衆、または、双方
- (2) 透明性規則は、発行者に前項の議決権保有者情報を通知したときは、同時に規制当局に対してもこれを通知するよう定めることができる。
- (3) 本編において、議決権株式に関する議決権保有者情報とは、当該株式について当該者が保有する議決権の割合に関する情報を意味する。
- (4) 透明性規則は、次の各号に掲げる者に関する議決権保有者情報の通知を要求す

ることができる。

(a) 透明性義務指令第30.2条の第1段落の適用に当たり当該規則で特定される期日以前に保有する者で、かつ、

(b) その後は、次の規定にしたがう者

(5) 第4項第(b)号に基づき透明性規則は、当該者が有する議決権の次の各号に掲げる割合に顕著な変化が生じた場合にのみ、その者に関する議決権保有者情報の通知を要求することができる。

(a) 発行者の株式の総議決権に対する割合、または、

(b) 発行者の特定の種類株式に関する総議決権に対する割合

(6) 前項において当該者の有する議決権株式の割合に「顕著な変化が生じた」とは、当該割合が、次の各号に掲げるように変化した場合を意味する。

(a) 指定未満の割合から、指定以上の割合への変化

(b) 指定割合と等しい割合から、指定超または指定未満の割合への変化、

(c) 指定超の割合から、指定以下の割合への変化

(7) 第6項において、「指定の」とは当該規則で指定されたことを意味する。

第89C条 譲渡可能証券の発行者による情報の提供 (Provision of information by issuers of transferable securities)

(1) 透明性規則は、譲渡可能証券の発行者に対して、当該規則で特定された状況において、次の各号に掲げる行為を要求する規定を設けることができる。

(a) 本条が適用される情報を公開すること、もしくは、

(b) 本条が適用される情報を規制当局に通知すること、または、その双方

(2) すべての発行者において、本条は次に掲げる情報に適用される。

(a) 透明性義務指令第4条が要求する情報

(b) 議決権に間接的な影響を与える当該証券の諸条件に関する情報を含めて、譲渡可能証券の議決権に関する情報

(c) 新たな債務負担に関する情報およびその債務負担に関係する保証または担保に関する情報

(3) 負債性証券の発行者の場合には、本条は、透明性義務指令第5条が要求する情報にも適用される。

(4) 株式の発行者の場合には、本条は、次の各号に掲げる情報にも適用される。

(a) 透明性義務指令第5条が要求する情報

(b) 透明性義務指令第6条が要求する情報

(c) 議決権保有者に関する情報であって、(i) 発行者に通知された情報、または、(ii) 当該発行者の株式について、当該発行者が保有する議決権の割合に関する情報

(d) 発行者の資本に関する情報、および、

(e) 株式または特定の種類株式の議決権の総数に関する情報

第89D条 発行者が保有する議決権の通知 (Notification of voting rights held by issuer)

(1) 透明性規則は、発行者の議決権株式に関して当該発行者が有する議決権の割合に関する議決権保有者情報を、次の各号に掲げる時点において通知するよう要求することができる。

(a) 当初は、透明性義務指令第30.2条の第2段落の適用について当該規則に定める期日以前、および、

(b) その後は、以下の規定に定める時点

(2) 第1項第(b)号に基づき透明性規則は、発行者の議決権株式に関して発行者が保有する議決権割合に関する議決権保有者情報の通知を、次の各号に掲げる割合に顕著な変化が生じたときにのみ、要求することができる。

(a) 当該発行者の株式の総議決権に対して発行者が保有する割合、または、

(b) 当該発行者の特定の種類株式の総議決権に対して発行者が保有する割合

(3) 前項の適用において、次の各号に掲げる変化が生じた場合には、議決権保有割合に「顕著な変化」が生じたものとする。

(a) 指定未満の割合から、指定以上の割合への変化

(b) 指定割合と等しい割合から、指定超または指定未満の割合への変化、

(c) 指定超の割合から、指定以下の割合への変化

(4) 第3項において、「指定の」とは当該規則で指定されたことを意味する。

第89E条 発行者の定款等の変更提案の通知 (Notification of proposed amendment of issuer's constitution)

透明性規則は、規制市場における取引を承認された譲渡可能証券の発行者に対し、次の各号に掲げる者に、当該規則に定める時期および状況において、定款等の変更提案を通知するよう要求することができる。

(a) 規制当局、および

(b) 当該発行者を承認した市場

第89F条 透明性規則：解釈等 (Transparency rules: interpretation etc)

(1) 第89A条ないし第89G条の適用においては、次の各号に定めるところによる。

(a) 議決権株式に関する議決権とは、当該株式に付された議決権である。

(b) 次の場合に該当する者は、当該株式に関する議決権を保有するものとみなされる。

(i) 当該株式によって透明性義務指令第2.1条第(e)項の意味における株主である場合

(ii) 透明性義務指令第10条第(a)項ないし第(h)項に定める場合にのいずれかについて、議決権の取得、処分または行使を行う権限を、その限りにおいて、有する場合、

(iii) 当該株式を取得する権利を有する結果となり、第13条証券である、財務証券を直接または間接に保有する場合

(c) 第13条証券と類似の経済的効果を有する株式に関する財務証券を、直接または間接に保有する者は、(当該財務証券が当該株式を取得する権限に帰着するか否かにかかわらず) 議決権株式に関して「同等証券 (comparable instru-

ment)」を保有するものである。

(2) 第89A条第3項第(b)号に基づき透明性規則は、同等証券の異なる組成に応じて異なる規則を設けることができる。

(3) 第89A条ないし第89G条の適用においては、2名以上の者について、同時に、各々が同一の議決権を保有するとみなすことができる。

(4) 上述の条項において、

「第13条証券」とは、透明性義務指令第13.2条に基づきヨーロッパ委員会が定めるタイプの財務証券を意味し、「連合王国市場」とは、連合王国に位置したまたは連合王国で運営される市場を意味し、「議決権株式」とは、議決権が付された発行者の株式を意味する。

第89G条 透明性規則：その他の補則 (Transparency rules: other supplementary provisions)

(1) 透明性規則は、発行者の同意なしに規制市場における譲渡可能証券の取引の承認を申請する者には、譲渡可能証券の発行者に課されるのと同様の義務を課することができる。

(2) 情報の公開を要求する透明性規則には、規制当局に対し、当該者が情報の公表を怠る場合に当該情報を公開させる権限を与える規定を設けることができる。

(3) 規制当局は、透明性規則にしたがって規制当局に通知された情報を公表することができる。

(4) 透明性規則は、2006年会社法第28編の下で買収および合併に関するパネルが制定する規則の規定の適用について (by reference to)、規定を設けることができる。

(5) 第89A条ないし第89F条および本条は、本編によって付与される第6編規則を制定するその他の権限に、何らの制限を加えるものではない。

(2) 本条の施行前に、2000年金融サービス市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000 (c. 8)) 第155条の適用について、(第1項により同法に挿入される規定が定める) 透明性規則の制定のために金融サービス機構が行うことの有効性は、それらの規定がその当時施行前である事実によって、影響を受けない。

第1267条 規制当局の情報請求権 (Competent authority's power to call for information)

2000年金融サービス市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000 (c. 8)) 第6編に、第1266条により挿入された条項の後に、以下の条項を挿入するものとする。

規制当局の情報請求権 (Power of competent authority to call for information)

第89H条 規制当局の情報請求権 (Competent authority's power to call for information)

(1) 規制当局は、本条の適用される者に対して、書面の通知により、次の各号に掲げることを要求することができる。

(a) 特定の情報または特定の種類の情報を提供すること、または、

(b) 特定の文書または特定の種類の文書を作成すること

(2) 本条は、次の各号に掲げる者に適用される。

- (a) 透明性規則が効力を有する対象である発行者
 - (b) 議決権保有者
 - (c) (i) 本条が適用される発行者または (ii) 議決権保有者の会計監査役
 - (d) 議決権保有者を支配する者
 - (e) 議決権保有者によって支配される者
 - (f) 本条が適用される発行者の取締役またこれに類する役員
 - (g) 議決権保有者の取締役若しくはこれに類する役員, または, 議決権保有者の業務がその構成員によって営まれる場合には, 議決権保有者の構成員
- (3) 本条は, 第89A 条ないし第89G 条 (透明性規則) によりまたはこれに基づき付与される規定当局の機能の行使に関して, 合理的に要求される情報または文書のみ適用される。
- (4) 本条に基づき要求される情報または文書は, 次の各号に定めるように提供されなければならない。
- (a) 特定された合理的な機関の末日前に,
 - (b) 特定された場所において
- (5) 文書について先取特権を有する者がいる場合, 本条に基づくその作成は, 当該先取特権に影響を与えるものではない。

第89I 条 情報請求権に関する要件 (Requirement in connection with call for information)

- (1) 規制当局は, 第89H 条の下で提供される情報が, 合理的に要求する様式で提供されるよう要求することができる。
- (2) 規制当局は, 次の各号に掲げることを要求することができる。
- (a) 提供される情報が, 文書によると否にかかわらず, 合理的に要求する方法で証明されること
 - (b) 作成される文書が, 合理的に要求する方法で認証されること
- (3) 文書が第89H 条の要求に応じて作成されるときは, 規制当局は, 次の各号に掲げることを行うことができる。
- (a) 当該文書の写しまたは抜粋をとること, または,
 - (b) 当該文書の作成者または関係者に対し, 当該文書の説明を求めること
- (4) 第3項第(b)号において「関係者」とは, 文書の作成を要求された者に関して, 次の各号に掲げるものを意味する。
- (a) 従来または現在, 当該者の取締役または支配者である者
 - (b) 従来または現在, 当該者の会計監査役である者
 - (c) 従来または現在, 当該者により選任または依頼されたアクチュアリー, 会計士, または, 弁護士である者
 - (d) 従来または現在, 当該者の従業員である者
- (5) 第89H 条の下で文書の提供を要求される者がこれを怠るときは, 規制当局は, その者の知る限りおよび信ずる限りにおいて, その文書の所在を述べるよう要求することができる。

第89J条 情報請求権：補則 (Power to call for information : supplementary provisions)

- (1) 規制当局は、発行者に対し、第89H条に基づき規制当局に提供された情報を公表するよう請求することができる。
- (2) 規制当局は、発行者が第1項の請求の遵守を怠るときは、当該発行者からの異議申立を求めた後、当該情報を公表することができる。
- (3) 第89H条および第89I条(規制当局の情報請求権)において、
「支配する」および「支配される」は、第4項における同一の意味を有し、
「特定の」は、当該通知において特定されることを意味し、
「議決権保有者」は、次の各号に掲げるものを意味する。
- (a) 第89A条ないし第89G条(透明性規則)の適用において議決権株式について議決権を有する者、または、
- (b) 第89A条第3項第(b)号に基づく規則によりかかる権利を有すると扱われる者
- (4) 前項に掲げる条項の適用において、次の各号に掲げる場合には、ある者(A)は他の者(B)を支配するものとする。
- (a) AがBにおける議決権の過半数を保有する場合、
- (b) AがBの構成員であり、Bの取締役会(取締役会がない場合には、これに類する経営者の会議体)の構成員の過半数を選任または解任する権利を有する場合、
- (c) AがBの構成員であり、他の株主または構成員との契約にしたがい、Bにおける議決権の過半数のみを支配する場合
- (d) AがBに対する支配的な影響力または支配を行使する権利を有し、または実際に行行使する場合
- (5) 第4項第(b)号の適用においては、次の各号に掲げる権利はAの有するものと扱われる。
- (a) Aが支配する者の権利、および、
- (b) AまたはAが支配する者のために行為する者の権利

第1268条 透明性義務違反の場合に行使しうる権限 (Powers exercisable in case of infringement of transparency obligation)

2000年金融サービス市場法第6編において、第1267条により挿入された条項の後に、以下の条項を挿入する。

透明性義務違反の場合に行使しうる権限 (Powers exercisable in case of infringement of transparency obligation)**第89K条 発行者の公開譴責 (Public censure of issuer)**

- (1) 規制当局は、規制市場での取引を承認された証券の発行者が適用される透明性義務に違反することまたは違反していたことを発見するときは、その旨の記載を公表することができる。
- (2) 規制当局は、前項の記載を公表しようとするときは、当該発行者に対し、予定

する公表の時期等を明らかにした警告書を与えなければならない。

(3) 規制当局は、警告書に対する異議等を考慮した後、第617ステートメントの作成を決定するときは、当該発行者に対し、当該ステートメントの条券等を明らかにする決定通知を与えなければならない。

(4) 本条に基づく通知には、当該発行者に対して、裁判所への当該事案の申立権(第89N条参照)およびその申立手続の説明を記載しなければならない。

(5) 本条において「透明性義務」とは、次の各号に掲げる規定に基づく義務を意味する。

(a) 透明性規則の規定、または、

(b) 透明性義務指令にしたがって制定されたその他の規定

(6) 連合王国以外の加盟国を本国とする発行者に関しては、適用される透明性義務は、第100A条第2項にしたがって読み替えられなければならない。

第89L条 証券取引の停止または禁止権限 (Power to suspend or prohibit trading of securities)

(1) 本条は、規制市場での取引を承認された証券に適用される。

(2) 規制当局は、発行者が適用される透明性義務に違反したことを疑うべき合理的な理由を有するときは、次の各号に掲げることを行うことができる。

(a) 10日を超えない期間についての当該証券の取引の停止、

(b) 当該証券の取引の禁止、または、

(c) 当該発行者の証券が取引される市場の運営者に対する、(i) 10日を超えない期間についての当該証券の取引の停止、または、(ii) 当該証券の取引禁止の要請

(3) 規制当局は、発行者の議決権保有者が透明性義務指令によって要求される規定に違反したことを疑うべき合理的な理由を有するときは、次の各号に掲げることを行うことができる。

(a) 当該証券の取引の禁止、または、

(b) 当該発行者の証券が取引される市場の運営者に対する、当該証券の取引禁止の要請

(4) 規制当局は、適用される透明性義務の違反を発見するときは、市場運営者に対して、当該証券の取引禁止を要請することができる。

(5) 本条において、「透明性義務」とは、次の各号に掲げる規定に基づく義務を意味する。

(a) 透明性規則の規定、または、

(b) 透明性義務指令に従って制定されたその他の規定

(6) 連合王国以外の加盟国を本国 (home State) とする発行者については、適用される透明性義務は、第100A条第2項にしたがって読み替えられなければならない。

第89M条 第89L条に基づく手続 (Procedure under section 89L)

(1) 第89L条に基づく要請は、次の各号に定める時に効力を生ずる。

- (a) 第 2 項に基づく通知にその旨の記載があるときは、直ちに、
- (b) 他の場合には、通知に定める期日において
- (2) 規制当局は、次の各号に掲げる場合には、当該者に書面による通知を行使しなければならない。
 - (a) その者との関係で第89L条に定める権限の行使を予定するとき、または、
 - (b) その者との関係で直ちに前号の権限を行使するとき、
- (3) 前項の通知には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。
 - (a) 規制当局の行為または予定する行為の詳細、
 - (b) 規制当局が当該行為を行う理由、ならびに、その行為が効力を生ずる期日を選択した理由
 - (c) 通知の受領者は、(裁判所 (the Tribunal) に当該事案を申し立てると否にかかわらず) 通知に定める期間内に規制当局に対して、異議申立 (make representations) ができる旨
 - (d) 該行為が効力を生じた期日または生ずる期日
 - (e) 通知の受領者は、裁判所 (第89N条を参照) に当該事案を申し立て、かかる申立に基づき当該手続の indication を与える権利を有する旨
- (4) 規制当局は、異議申立をなし得る期間を延長することができる。
- (5) 規制当局は、異議申立を考慮して、従前の決定の維持、変更または取消を決定するときは、第 2 項の者に対して、その旨を書面により通知しなければならない。

第89N条 裁判所への申立権 (Right to refer matters to the Tribunal)

次の各号に掲げる者は、当該事案を裁判所に申し立てることができる。

- (a) 第89K条 (公開譴責) に基づき決定通知を受領した者、または、
- (b) 第89M条 (取引の停止または禁止に関する手続) に基づく通知を受領した者

その他の事項 (Other matters)

第1269条 コーポレート・ガバナンス・ルール (Corporate governance rules)

2000年金融サービス市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000 (c. 8)) 第 6 編において、第1268条により挿入された条項の後に、次の条項を挿入するものとする。

第89O条 コーポレート・ガバナンス・ルール (Corporate governance rules)

- (1) 規制機関は、第 (a) 号に掲げる目的のために、第 (b) 号に掲げることについて規則 (「コーポレート・ガバナンス・ルール」) を制定することができる。
 - (a) 規制市場における証券取引の承認を要求しまたは認められた発行者のコーポレート・ガバナンスに関する共同体の義務 (Community obligation) を履行し、その履行を可能とし、または、その義務に関して生ずる事項もしくはその義務に関連する事項を処理する目的
 - (b) EU における義務を履行し、または、その義務から生ずる事項もしくは義務に関連する事項を処理するために、前号の発行者に関するコーポレート・ガバナンス

(2) 発行者に関するコーポレート・ガバナンスには、次の各号に掲げる事項が含まれる。

- (a) 発行者の機関の性質、構成または役割
- (b) 発行者の機関が自ら行為する方法
- (c) 発行者の機関に課される要件
- (d) 発行者の異なる機関相互の関係
- (e) 発行者の機関と、発行者の構成員または証券保有者との間の関係

(3) 本条に基づく規則によって国外取引証券発行者に課される負担および制限は、次の各号に掲げるものによって連合王国取引証券発行者に課される負担および制限に比して、加重であってはならない。

- (a) 本条に基づく規則、および、
- (b) 上場規則

(4) 前項の適用において、「国外取引証券発行者」とは、その発行する証券について、連合王国外で設置または運営される規制市場における取引の承認を請求しまたはこれを認められた発行者を意味し、「連合王国取引証券発行者」とは、その発行する証券について、連合王国において設置または運営される規制市場における取引の承認を請求しまたはこれを認められた発行者を意味する。

(5) 本条は、本編によって付与される第6編規則を制定するその他の権限に、制限を加えるものではない。

第1270条 一定の公表における不実または誤導的な記載に関する責任 (Liability for false or misleading statements in certain publications)

2000年金融サービス市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000 (c. 8)) 第90条の後に、次の条項を挿入するものとする⁽⁴⁾。

第90B条 公表情報の責任に関する規定の制定権限 (Power to make further provision about liability for published information)

(1) 財務省は、規則によって、規制市場で取引される証券の発行者およびその他の者について、証券の保有者、当該市場または一般大衆に対して公表された情報にかかる責任に関する規定を定めることができる。

(2) 本条に基づく規則は、本法の規定もしくは本法に基づく規定を含めて、上位の立法または下位の立法を変更することができる。

第1271条 連合王国が本国である場合の権限行使 (Exercise of powers where UK is host member State)

2000年金融サービス市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000 (c.8))

-
- (4) 本条は、2006年会社法制定当初は、FSMA に第90A条と第90B条を挿入する旨を規定していたが、2000年金融サービス市場法 (発行者責任) 規則2010 (the Financial Services and Markets Act 2000 (Liability of Issuers) Regulations 2010, SI 2010/1192) によって、当初の第90A条は削除され、改正第90A条および附則10Aに置き換えられている。

第 6 編において、第100条の後に、次の条項を挿入するものとする。

第100A条 連合王国が本国である場合の権限行使 (Exercise of powers where UK is host member State)

(1) 本条は、本国が連合王国以外の加盟国である発行者に関する関係で、次に掲げる規定の違反がある場合に行使し得る本編に基づく権限の規制機関 (the competent authority) による行使に適用される。

(a) 目論見書規則の規定または目論見書指令に従い制定されたその他の規定、または、

(b) 透明性規則または透明性義務指令に従い制定されたその他の規定、

(2) 規制機関は、前項の場合に、関係する指令が要請する規定の違反についてのみ、行為することができる。適用される規定または透明性義務についての言及は、この趣旨において理解されなければならない。

(3) 規制機関は、第 1 項の違反を発見するときは、当該者の本国である加盟国の規制機関に対して、次に掲げることを内容とする通知を発しなければならない。

(a) 当該者が通知の原因となった状況を解消することを確保するために、全ての適切な措置をとることの要請

(b) とるべき措置、既にとられた措置、または、そのような措置をとらない理由を当該機関に伝えることの要請

(4) 規制機関は、次に掲げる場合を除いて、更なる行為をすることはできない。ただし、このことは、第87K条第2項、第87L条第2項もしくは第3項、または、第89L条第2項もしくは第3項に基づく権限 (市場を保護する権限) の行使に影響を与えないものではない。

(a) 当該者の本国である加盟国の規制機関が第3項第(a)号にいう目的のために措置をとることを怠り、または、これを拒否すると認める場合、または、

(b) 当該規制機関のとった措置がその目的に照らして不適切であることを認める場合

(5) 規制機関は、前項の場合には、当該者の本国である加盟国の規制機関に情報を伝えた後、投資者を保護するために全ての適切な措置を講ずることができる。

(6) 前項の場合には、規制機関は速やかに当該措置を EU 委員会 (the Commission) に伝えなければならない。

第1272条 透明性義務および関連事項：若干の付随的な改正 (Transparency obligations and related matters: minor and consequential amendments)

(1) 本法の附則15は、本編によって定められた規定に関して、若干の付随的な改正を加えるものである。

(2) 前項の附則において、第1編には2000年金融サービス市場法の改正、第2編には2004年会社 (監査、調査およびコミュニティ企業) 法 (the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27)) の改正が置かれる。

第1273条 コーポレート・ガバナンス規則 (Corporate governance regulations)

(1) 国務大臣は、第(a)号に定める目的のために、第(b)号に関する規則を定める

ことができる。

- (a) 規制市場における証券の取引の許可を申請しまたはこれを得た発行者の、コーポレート・ガバナンスに関する EU における義務 (Community obligation) を履行し、その履行を可能とし、または、その義務から生ずる事項もしくは義務に関する事項を処理する目的
 - (b) EU における義務 (Community obligation) を履行し、または、その義務から生ずる事項もしくは義務に関する事項を処理することに関連して、前号の発行者のコーポレート・ガバナンス
- (2) 発行者に関する「コーポレート・ガバナンス」には、次の各号に掲げる事項を含む。
- (a) 発行者の機関の性質、構成または役割、
 - (b) 発行者の機関が自ら行為する方法、
 - (c) 発行者の機関に課される要件、
 - (d) 発行者の異なる機関相互の関係
 - (e) 発行者の機関と、発行者の構成員または証券保有者との間の関係
- (3) 本条に基づく規則は、次の各号に掲げる規定を設けることができる。「特定の」とは当該規則において特定されることを意味する。
- (a) 特定の団体が発する特定のコーポレート・ガバナンス・コードに言及する規定
 - (b) (第 4 項に服する) 刑事罰を設ける規定
 - (c) 特定の行為のために、特定の行為に関して、特定の行為を行う際にまたは特定の行為を遂行しようとして、なされた作為または不作為に関する損害の賠償責任を免除する規定
- (4) 本条に基づく規則は、次の各号に掲げる罰よりも重い刑事罰が科される罪を設けることはできない。
- (a) 陪審による有罪判決により、罰金刑
 - (b) 陪審によらない有罪判決による法定最高限度額または (日割りで計算した場合に) 1 日当たり 100 ポンドを超えない罰金刑
- (5) 本条に基づく規則は、議会の不採択決議手続に服する。
- (6) 本条において、「発行者」、「証券」および「規制市場」は、2000 年金融サービス市場法第 6 編におけるのと同じの意味を有する。

(川島いづみ)

第44編 細則 (MISCELLANEOUS PROVISIONS)

〔解説〕

第44編は細則として5つの規定群から構成されている⁽¹⁾。第1はアクチュア

リー専門職の監督にかかる規制 (第1274条乃至第1276条) である。これらの規定は、モリス報告 (Morris Review of the Actuarial Profession Final report) の勧告を受けて立法化したものである。アクチュアリー専門職の監督は、会計士および監査人と同様に財務報告協議会 (Financial Reporting Council: FRC) により行われているが、当初政府はかかる監督を制定法上の制度として構築することを予定した。しかしながら、そのような立法化が見送られ、また英国アクチュアリー会 (the Institute and Faculty of Actuaries) と FRC との間で、FRC がアクチュアリー専門職の監督を自主的に行うことが合意された。かかる経緯から、2006年会社法は FRC による自主的監督を補完するための最低限の立法措置を講じたものである。

具体的には、2004年会社 (監査, 調査およびコミュニティ企業) 法 (Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004, c. 27) を改正し、FRC にアクチュアリー専門職の監督に際しても法律上の免責を与えること、およびかかる監督の受益者に資金提供義務を課すことを内容とする規則制定権限を国務大臣に付与することを定めている。

第2は、機関投資家に対してその保有株式にかかる議決権の行使状況について開示をさせるものである (第1277条乃至1280条)。機関投資家はその運用する株式に付随する議決権を行使することもまた資産運用の重要な一部であるが、委託者である顧客がかかる行使状況を把握することは実際上困難である。会社法検討諮問グループ (Company Law Review Steering Group: CLR) はその最終報告書において、機関投資家による議決権行使状況を開示させることが望ましいと結論付けており⁽²⁾、2006年会社法はこれを受けてかかる開示を義務として立法化したものである。

第3として、競争政策または消費者保護政策のために当局が取得した情報に関しては、2002年企業法 (the Enterprise Act 2002) 第9編が適用され、原則として守秘義務が課せられるところ、2006年会社法により、法的権利の設定、行使または保全のため民事手続等を通じて当局がこれらの情報を開示することが認められた (第1281条)。

第4は、清算費用に関する規定である。浮動担保に組み入れられた資産はこれを清算にかかる一般費用のために充当できないとするのが英国上院の判例⁽³⁾

(1) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, paras. 1672-1704.

(2) Company Law Review Steering Group, Modernising Company Law (Cm. 5553-I, II (2002)), para. 6. 39.

であるが、2006年会社法はこれを改めたものである（第1282条）。

第5は、コモンホールド組合に関する規定である⁽⁴⁾。コモンホールド組合とは、2002年コモンホールド・リースホールド改正法（the Commonhold and Leasehold Reform Act 2002）に基づき設立される保証有限責任会社である。コモンホールド組合は、その基本定款および附属定款を会社登記所および土地登記所に登記することが義務付けられる。2006年会社法は基本定款および附属定款の変更の効力を土地登記所における変更登記にかからしめることとしたが（第1283条）、その趣旨はこれによりこれら定款の内容を常に最新のものにするよう促すことにある。

〔条 文〕

アクチュアリー等にかかる規則（Regulation of actuaries etc）

第1274条 会計基準等関連団体の認可（grants to bodies concerned with accounting standards etc）

（1）2004年会社（監査、調査およびコミュニティー企業）法（Companies（Audit, Investigations and Community Enterprise）Act 2004, c. 27）第16条は次項以下に掲げる通りこれを改める。

（2）第2項（認可主体が行う事務）第（1）号を以下の通りにこれを改める。

「（1）アクチュアリー業務に適用される基準の公表

（m）アクチュアリーによるかまたは第（1）号の基準に従って作成が義務づけられる報告書その他の声明書に盛り込むべき事項にかかる基準の公表

（n）第（1）号または第（m）号の基準からの逸脱の調査

（o）第（1）号または第（m）号の基準を確実に遵守するための対策の実施

（p）専門アクチュアリー団体の構成員のアクチュアリー活動の実施に伴って生ずる公共の利益に関わる事件の調査

（q）専門アクチュアリー団体の構成員に対する第（p）号の調査結果に基づく審問会の開催

（r）第（q）号の審問会にかかる専門アクチュアリー団体の構成員に対する懲罰の有無またはその内容の決定

（s）専門アクチュアリー団体によるその構成員に関する規制業務の遂行の監督

（3）Buchler and another v Talbot and others, in re Leyland Daf [2004] UKHL 9.

（4）コモンホールド組合に関しては、大野武「イギリス区分所有法の管理制度」稲本洋之助先生古稀記念『都市と土地利用』249頁以下（日本評論社、2006年）参照。なお「コモンホールド組合」という訳語は実際の法形式とは異なるが、本稿では同論文の用語にならった。

(t) 前各号に掲げる一切の事項にかかる監督または指揮

(3) 第5項(定義)の適切な箇所に次の文言を挿入する。

「専門アクチュアリー団体」とは、(a) ロンドン・アクチュアリー会 (the Institute of Actuaries) または (b) スコットランド・アクチュアリー会 (the Faculty of Actuaries in Scotland) を意味し、専門アクチュアリー団体の『構成員』には、当該団体の構成員でなくとも、アクチュアリー業務を遂行するうえで当該団体の規則に服する者を含む。」

「『規制業務』とは、専門アクチュアリー団体においては、次の各号に掲げる業務のいずれかを意味する。

(a) 当該団体の構成員によるアクチュアリー業務の遂行に関して、当該団体により行使される調査業務または懲戒業務

(b) 当該団体の構成員によるアクチュアリー業務の遂行に関する基準の策定

(c) 当該団体の構成員の教育訓練に関する要件の決定」

第1275条 アクチュアリー基準等に関する団体支出に支払われるべき納付金 (Levy to pay expenses of bodies concerned with actuarial standards etc)

(1) 2004年会社(監査, 調査およびコミュニティー企業)法第17条(アクチュアリー基準等に関する団体支出に支払われるべき納付金)は、本条第2項乃至第5項に掲げる通りこれを改める。

(2) 第3項(a)号の「団体」の次に、「または第3A項にいう者」を挿入する。

(3) 第3項の次に、以下の条項を挿入する。

「(3A) 本項にいう者とは、次の各号に掲げる者をいう。

(a) (1993年年金制度法 (Pension Schemes Act 1993, c. 48) 第1条の意味における) 政府部門退職年金制度の管理者

(b) (同条の意味における) 職域退職年金制度または個人退職年金制度の受託者または運用者」

(4) 第4項第(b)号の次に、「(c) 場合に応じて別段の定めを設ける」を挿入する。

(5) 第12項の次に、以下の条項を挿入する。

「(13) 本条第10項の適用のある規則案が、本項の適用のある場合を除き、上院または下院の議事規則の目的に照らして混種の規則として扱われる場合であっても、当該規則案は同院においては異なるものとして審議される。

(6) 上記修正は、本条施行後における、2004年会社(監査, 調査およびコミュニティー企業)法第17条に基づく規則制定権限の行使に関して効力を有し、当該規則にかかる納付金によって充当される支出の発生時期に左右されない。

(7) 2004年年金法 (Pensions Act 2004, c. 35) 附則3(年金監督局 (Pensions Regulator) の保有情報の開示) 国務大臣の項第2列の(g)文中、「または」を以下の文に改める。

「(g a) 2004年会社(監査, 調査およびコミュニティー企業)法第17条(アクチュアリー基準等に関する団体支出に支払われるべき納付金), または」

第1276条 スコットランドおよび北アイルランドへの規定の適用 (Application of provisions to Scotland and Northern Ireland)

- (1) 2004年会社 (監査, 調査およびコミュニティー企業) 法第16条 (会計基準等関連団体の認可) は次項以下に掲げる通りこれを改める。
- (2) 第6項 (スコットランドへの本条の適用) を以下の通り改める。
「(6) スコットランドへの適用に際し, 第2項 (a) 号乃至 (t) 号はスコットランド議会の立法権の範囲外の条項に関する事項にのみ読み替えるものとする。」
- (3) 第2項 (c) 号の, 「1985 (c. 6)」の次に, 「または1986年令」を挿入する。
- (4) 第5項を次の各号に掲げる通りに改める。
 - (a) 「会社」の定義における, 「1985 (c. 6)」の次に「または1986年令」を挿入する。
 - (b) 「子会社」の定義における, 「1985」の次に「または1986年令第4条」を挿入する。
 - (c) 以上の定義の次に, 「『1986年令』とは1986年会社 (北アイルランド) 令 (S. I. 1986/1032 (N. I. 6) を意味する。」を挿入する。
- (5) 2004年会社 (監査, 調査およびコミュニティー企業) 法第66条 (適用範囲) 第2項中, 「17条」とあるのを「16条乃至18条」に改める。

機関投資家による議決権行使にかかる情報

(Information as to exercise of voting rights by institutional investors)

第1277条 議決権行使にかかる情報請求権 (Power to require information about exercise of voting rights)

- (1) 財務省または国務大臣は, 規則により, 本条の適用のある株式に付随する議決権の行使に関する情報を本条の適用のある機関が提供するよう義務づける規定を設けることができる。
- (2) 前項の権限は, 第1278条 (適用機関), 第1279条 (適用株式) および第1280条 (情報提供義務) に従って行使される。
- (3) 本条および前項に掲げる各条においては次の各号に掲げる通りとする。
 - (a) 機関を代表して行為する者とは, (i) 当該機関により当該規則の主要な事項に関する事項のいずれかに関する決定権限を与えられている者, および (ii) その他特定の者を含み,
 - (b) 「特定の」とは, 本条に基づく規則で特定されることを意味する。
- (4) 本条に基づく規則により課せられる義務は, 次の各号に掲げる者が提起する民事訴訟手続により履行強制しうる。
 - (a) 情報を受領すべきであった者, または,
 - (b) 特定の規制当局
- (5) 本条に基づく規則は, 機関および株式の種別ならびに状況が異なるのに応じて異なる規定を設けることができる。
- (6) 本条に基づく規則は採択決議手続 (affirmative resolution procedure) に服

する。

第1278条 適用機関 (Institutions to which information provisions apply)

- (1) 第1277条が適用される機関は、次の各号に掲げるものをいう。
- (a) 2000年金融サービス市場法の意味におけるユニット型投資信託スキーム (unit trust scheme) (同法第243条に基づく命令が効力を有するもの)
 - (b) 同法262条に基づく規則により設立されたオープンエンド型投資会社 (open-ended investment companies)
 - (c) 2010年法人税法第24編第4章 (投資信託)⁽⁵⁾の目的に照らして承認された会社
 - (d) 1993年年金制度法または1993年年金制度 (北アイルランド) 法 (the Pension Schemes (Northern Ireland) Act 1993, c. 49) 第1条第5項の定義における年金制度
 - (e) 2000年金融サービス・市場法に基づき認可された長期保険 (すなわち、金融サービス市場 (規制活動) 令 (of the Financial Services and Markets (Regulated Activities) Order 2001 (S. I. 2001/544)) の意味における長期保険契約の締結または履行に関する活動) の引受け
 - (f) 2000年金融サービス・市場法第270条 (指定国または地域において認可されたスキーム) により承認された集団投資スキーム (collective investment schemes)
- (2) 第1277条に基づく規則は、次の各号に定める規定を設けることができる。
- (a) 同条が他の種類の機関にも適用される旨
 - (b) 同条が特定の種類の機関には適用されない旨
- (3) 第1277条に基づく規則は、いかなる種類の機関についても、当該規則が課す義務の履行者を明示しなければならない。

第1279条 適用株式 (Shares to which information provisions apply)

- (1) 第1277条が適用される株式は、次の各号に掲げる株式をいう。同条に基づく規則は特定の種類の株式に同条が適用されない旨を定めることができる。
- (a) 特定の市場 (specified market) で取引される株式
 - (b) 機関が保有するか、あるいは利害を有する株式
- (2) 本条の目的に照らして、株式または株式の預託証書 (depository certificate) が機関またはその代理人により保有される場合、当該機関は当該株式に利害を有する。「預金証書」とはオプション以外の権利を付与する証書 (instruments) で、(a) 当該権利が他者が保有する株式に関するもので、かつ (b) 当該権利の譲渡が、当該他者の同意によらなくとも有効であるものを意味する。
- (3) 機関が次の各号に掲げるものに利害を有する場合、当該機関は次の各号のスキ

-
- (5) 制定時は1988年所得税・法人税法 (the Income and Corporation Taxes Act 1988, c. 1) 第842条が掲げられていたが、2010年法人税法の制定に伴い同法の規定に置き換えられている。

ーム (scheme) またはビークル (vehicle) が保有するかまたは利害を有している株式について利害を有する。

(a) (2000年金融サービス・市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000, c. 8) の意味における) 特定の集団投資スキーム, または,

(b) その他のスキームまたは集団投資ビークル

(4) 本条の目的に照らして, スキームまたはビークルが第1277条が適用される機関であり, 本条第2項に従い利害関係を有するとみなされる場合は, 当該スキームまたはビークルは当該株式について利害関係を有するものとされる。

第1280条 情報提供義務 (Obligations with respect to provision of information)

(1) 第1277条に基づく規則は, 次の各号に掲げる事項に関する情報の提供を義務付けることができる。

(a) 機関またはその代理人による議決権の行使または不行使

(b) 議決権の行使または不行使にかかる機関またはその代理人による指図, および

(c) 議決権の行使もしくは不行使またはその指図にかかる機関またはその代理人による委任

(2) 当該規則は, 時期または期間にかかる情報の提供を義務付けることができる。

(3) 指図が他者の勧告または助言に基づいてなされた場合には, 当該規則は当該勧告または助言の内容にかかる情報の提供を義務付けることができる。

(4) 当該規則は, 情報の提供につき次に掲げる各号に定める通りにこれを義務付けることができる。

(a) 特定の提供方法によること, および,

(b) 特定の人物に対して, 公衆に対して, またはその双方に対して提供すること

(5) 当該規則は, 次の各号に掲げる通りにこれを定めることができる。

(a) 機関が, その代理人によって開示される情報を参照することにより当該規則に基づく義務を免れうること, および,

(b) 前号の場合に, 複数の機関の代理人である当該他者が, (i) 複数の機関を代理してのその者による議決権の行使または不行使, (ii) 複数の機関を代理しての議決権の行使または不行使にかかるその者による指図, および (iii) 複数の機関を代理しての議決権の行使もしくは不行使またはその指図にかかるその者による委任, に関する集約された情報を参照することで足りること

(6) 本条における指図とは, 一般的なものか特定のもののか, 拘束力の有無, および遵守されたかどうかにかかわらず, あらゆる指図をいう。

2002年企業法に基づく情報開示

(Disclosure of information under the Enterprise Act 2002)

第1281条 2002年企業法に基づく情報開示 (Disclosure of information under the Enterprise Act 2002)

2002年企業法 (Enterprise Act 2002, c. 40) 第9編 (情報開示) 第241条の次に以

下の条文を挿入する。

「第241A条 民事手続 (Civil proceedings)

(1) 第237条の適用のある規定情報 (prescribed information) を有する当局 (public authority) は、(a) 連合王国その他の地における民事手続 (見込みを含む) のために、または当該手続に関連して、もしくは (b) 当該手続に関連して法的助言を受ける目的で、または (c) さもなくば当該手続に服する (またはその可能性のある) 法的権利を設定、行使または保全する目的で、当該情報を他者に開示することができる。

(2) 本条第1項は、次の各号に掲げる情報には適用されない。

(a) 1973年公正取引法 (the Fair Trading Act 1973, c. 41) 第4編乃至6編または1980年競争法 (the Competition Act 1980, c. 21) 第11条に基づく調査に関して当局の得た情報

(b) 2000年金融サービス・市場法第351条の意味における競争情報 (competition information)

(c) 第3編乃至第4編または第174条に基づく調査に関して当局の得た情報

(d) 1998年競争法 (the Competition Act 1998, c. 41) に基づく調査に関して当局の得た情報

(3) 本条第1項の「規定 (prescribed)」とは他の国务大臣の命令により定められたことを意味する。

(4) 本条に基づく命令は、

(a) 本条の目的のため国务大臣が適当と考える要素を参照しつつ、情報および民事手続を定めることができ、

(b) 本条の目的のため、明示の例外に含まれないあらゆる情報、あらゆる民事手続またはその両方を定めることができるが、

(c) 上院または下院決議により失効する規則によって発せられなければならない。

(5) 本条に基づく開示情報は、本条第1項に明示する以外のいかなる目的のためであってもこれを利用してはならない。」

清算費用 (Expenses of winding up)

第1282条 清算費用の支払い (Payment of expenses of winding up)

(1) 1986年支払不能法 (the Insolvency Act 1986, c. 45) 第4編第8章 (会社の清算: 一般適用条項) 第176A条 (「浮動担保 (floating charge) に供された財産」の項目) の前に以下の条項を挿入する。

「第176ZA条 清算費用の支払い (イングランドおよびウェールズ) (Payment of expenses of winding up (England and Wales))

(1) イングランドおよびウェールズにおける清算費用の支払いは、一般債権者に対する支払いに充てることのできる会社資産が十分でない限り、当該会社により浮動担保に包含されるかまたはこれに服する資産に対するあらゆる請求権に優先し、それに従って当該資産から支払いがなされるものとする。

- (2) 本条第1項においては、次の各号に定める通りとする。
- (a) 一般債権者に対する支払いに充てることのできる会社資産には、第176A条第2項(a)号に基づき充てられる額を含まない。
 - (b) 浮動担保に包含されるかまたはこれに服する資産に対する請求権とは、(i) 浮動担保の保有者または浮動担保付社債の保有者、および、(ii) 浮動担保に優先して会社資産から支払いを受けることのできる優先債権者が有する請求権をいう。
- (3) 本条第1項の適用を、一定の状況下において、次の各号に掲げる者により授權または承認された費用に制限する規定を規則により定めることができる。
- (a) 浮動担保の保有者または浮動担保付社債の保有者および浮動担保に優先して会社資産から支払いを受けることのできる優先債権者
 - (b) 裁判所
- (4) 本条にいう清算費用とは、清算人の報酬を含む清算時に適切に生じた全ての費用をいう。」
- (2) 1989年支払不能(北アイルランド)令(the Insolvency (Northern Ireland) Order 1989 (S. I. 1989/2405 (N. I. 19)))第5編第8章(会社の清算:一般適用条項)第150A条(「浮動担保(floating charge)に供された財産」の項目)の前に以下の条項を挿入する。
- 「第150ZA条 清算費用の支払い(Payment of expenses of winding up)
- (1) 清算費用の支払いは、一般債権者に対する支払いに充てることのできる会社資産が十分でない限り、当該会社により浮動担保に包含されるかまたはこれに服する資産に対するあらゆる請求権に優先し、それに従って当該資産から支払いがなされるものとする。
- (2) 本条第1項においては、次の各号に定める通りとする。
- (a) 一般債権者に対する支払いに充てることのできる会社資産には、第150A条第2項(a)号に基づき充てられる額を含まない。
 - (b) 浮動担保に包含されるかまたはこれに服する資産に対する請求権とは、(i) 浮動担保の保有者または浮動担保付社債の保有者、および、(ii) 浮動担保に優先して会社資産から支払いを受けることのできる優先債権者が有する請求権をいう。
- (3) 本条第1項の適用を、一定の状況下において、次の各号に掲げる者により授權または承認された費用に制限する規定を規則により定めることができる。
- (a) 浮動担保の保有者または浮動担保付社債の保有者および浮動担保に優先して会社資産から支払いを受けることのできる優先債権者
 - (b) 裁判所
- (4) 本条にいう清算費用とは、清算人の報酬を含む清算時に適切に生じた全ての費用をいう。」

コモンホールド組合 (Commonhold associations)

第1283条 コモンホールド組合の基本定款または附属定款の変更 (Amendment of memorandum or articles of commonhold association)

2002年コモンホールド・リースホールド改革法 (the Commonhold and Leasehold Reform Act 2002, c. 15) 附則 3, 3 (1) 文 (コモンホールド組合による定款変更は土地登記所に変更登記がなされるまで効力を有しない) 中, 「組合の基本定款または附属定款の変更」を, 「コモンホールド組合が基本定款または附属定款を変更する場合で, 当該基本定款に規定された不動産がコモンホールド不動産であるとき, 当該変更は」に改める。

[菊田秀雄]

第45編 北アイルランド (NORTHERN IRELAND)

[解説]

1929年以来, イギリス会社法は, 大英帝国 (Great Britain) においてのみ適用されてきた⁽¹⁾。とはいえ, 北アイルランドの会社立法は, 大英帝国の会社立法にきわめて類似する内容の改正を繰り返す形で, イギリス会社法をフォローしてきた。現在の北アイルランド会社立法の主要な部分は, 北アイルランドに特有な部分を除いて, ほぼ1985年会社法を踏襲したものとなっている。公開の意見聴取を経て, 新会社法は, 関連性の強い一定の他の法律とともに, 北アイルランドに直接適用されるべきことが決定された。もっとも, 公式用語の訳語の問題は残されており, また, 北アイルランド議会は, 望ましいと考える場合には, 独立した北アイルランド会社法を立法すると決定することもできる。第45編には, これらのための手続的な規定が置かれている。

第1284条は, 本会社法および1985年会社法の残存部分等が北アイルランドにも適用されること, これに伴い従来北アイルランドで施行されていた法令が効力を失うことを定めている。第1285条ないし第1287条は, 会社法に関連する大英帝国のその他の立法について, 北アイルランドへの適用を規定している。

[条文]

第1284条 北アイルランドへの会社法の適用 (Extension of Companies Acts to Northern Ireland)

(1) 本法に定義する会社法 (第2条参照) は, 北アイルランドにおいて適用され

(1) 以下の解説は, DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006 (2006), at paras. 1705 & 1706による。

る。

(2) これに伴い、1986年会社(北アイルランド)令(the Companies (Northern Ireland) Order 1986 (S. I. 1986/1032 (N. I. 6))), および、2005年会社(監査、調査およびコミュニティー企業)令(the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Order 2005 (S. I. 2005/1967 (n. I. 17))) 第3編は、その効力を失う。

第1285条 SEに関する大英帝国立法の適用 (Extension of GB enactments relating to SEs)

(1) SEに関して大英帝国において効力を有する立法は、北アイルランドに適用される。

(2) 次の各号に掲げる法令は、これに伴い効力を失う。

(a) 2004年ヨーロッパ公開LLC規則(北アイルランド)(the European Public Limited-Liability Company Regulations (Northern Ireland) 2004 (SR 2004/417)), および、

(b) 2004年ヨーロッパ公開LLC(手数料)規則(北アイルランド)(the European Public Limited-Liability Company (Fees) Regulations (Northern Ireland) 2004 (SR 2004/418))

(3) 本条において、「SE」とは、ヨーロッパ会社のための制定法に関する2001年10月8日欧州理事会規則(Council Regulation 2157/2001/EC of 8 October 2001 on the Statute for a European Company)の意義における公開LLC(または欧州会社(Societas Europaea))をいう。

第1286条 一定のその他の事業体に関する大英帝国立法の適用 (Extension of GB enactments relating to certain other forms of business organisation)

(1) 次の各号に掲げるものに関して大英帝国において効力を有する立法は、北アイルランドにおいて適用される。

(a) 有限責任パートナーシップ、

(b) リミテッド・パートナーシップ、

(c) オープンエンド型投資会社、および、

(d) ヨーロッパ経済利益グループ(European Economic Interest Groupings)

(2) 次の各号に掲げる法令は、これに伴いその効力を失う。

(a) 2002年有限責任パートナーシップ(北アイルランド)法(the Limited Liability Partnership Act (Northern Ireland) 2002 (c. 12 (N. I))),

(b) 従前北アイルランドにおいて効力を有していた1907年リミテッド・パートナーシップ法(the Limited Partnership Act 1907 (c. 24)),

(c) 2002年(北アイルランド)オープンエンド型投資会社法(the Open-Ended Investment Companies Act (Northern Ireland) 2002 (c. 13 (N. I))),

(d) 1989年(北アイルランド)ヨーロッパ経済利益グループ規則(the European Economic Interest Groupings Regulations (Northern Ireland) 1898 (SR 1989/216))

第1287条 商号に関する立法の適用 (Extension of enactments relating to business names)

(1) 本法第41編 (商号) の規定は、北アイルランドにおいて適用される。

(2) 1986年商号 (北アイルランド) 令 (the Business Names (Northern Ireland) Order 1986 (S. I. 1986/1033 (N. I. 7))) は、これに伴いその効力を失う。

[川島いづみ]

第46編 一般補則

(GENERAL SUPPLEMENTARY PROVISIONS)

[解 説]

2006年会社法の第46編のうち、第1に、第1288条ないし第1292条は、同法に基づく規則および命令の制定の方法を定めるものである。第1288条は、別段の定めがあるときを除き、すべての規則・命令はこれを命令 (statutory instrument) によって制定することができる権限を創設するものである。ここに、命令 (statutory instrument) すなわち SI とは、1949年命令法 (Statutory Instruments Act 1949) の施行後、法規の効力を有する命令 (statutory rules and orders) をいうものとされ、命令集 (Statutory Instruments) に掲載される⁽¹⁾。なお、2006年会社法は、このほか、会社登記官に規則制定権限を付与するが、この規則は命令によって制定することを要しない (第1117条第3項)。また、テークオーバーパネル (the Takeover Panel) または金融サービス機構 (the Financial Services Authority) に対しても、命令 (SI) によらずに規則を制定する権限が付与されている⁽²⁾。

第1289条ないし第1291条は、規則・命令の制定手続を定めており、第1289条は不採択決議手続に服するものについて、第1290条は採択決議手続に服するものについてそれぞれ規定する。また、第1291条は、制定後に議会の承認を得るものについて、制定後の議会の承認を得る方法・手続等を規定する。

第1292条は、規則・命令が、事案・事情の違いに応じて異なった定めを設けること、補充的規定・付随的規定・派生的規定を含むことや経過規定・適用除外を定めることができる旨を定め、一定の融通性を確保する。

第2に、第1293条は、「法律」の意義を定め、第1294条は国務大臣および財

(1) 田中英夫編集代表『英米法辞典』810頁, 811頁 (東京大学出版会, 1991年)。

(2) DTI, The Explanatory Notes to the Companies Act 2006 (c. 46), para. 1711.

務省に派生的規定の制定権限を付与する。また、第1295条は、規定の廃止について定めるものであり、1985年会社法および1989年会社法の大半の規定や、1985年企業名法 (the Business Names Act 1985) のすべての規定を廃止対象としている。第1296条は、経過規定等の制定権限を国務大臣および財務省に付与するものである⁽³⁾。

第3に、第1297条は、2006年会社法によって廃止されたり2006年会社法の規定によって代置された1985年会社法の規定に基づいて行われた事柄が引き続き法的効力を有する旨を定めるものである⁽⁴⁾。

〔条 文〕

第46編 一般補則 (General Supplementary Provisions)

規則および命令 (Regulations and orders)

第1288条 規則および命令：命令 (Regulations and orders: Statutory Instrument)

別段の定めがあるときを除き、本法に基づく規則および命令は、これを命令 (statutory instrument) によって制定するものとする。

第1289条 規則および命令：不採択決議手続⁽⁵⁾ (Regulations and orders: negative resolution procedure)

本法に基づく規則または命令が、「不採択決議手続」に服するときは、当該規則または命令を含む命令 (statutory instrument) は、貴族院または下院のいずれかの決議に基づく不採択措置 (annulment) に服するものとする。

第1290条 規則および命令：採択決議手続⁽⁶⁾ (Regulations and orders: affirmative resolution procedure)

本法に基づく規則または命令が、「採択決議手続」に服するときは、当該規則または命令は、当該規則または命令を含む命令案 (draft of statutory instrument) が議院に提出され、かつ、貴族院および下院のそれぞれの決議によって承認されない限りは、これを制定してはならない。

第1291条 規則および命令：制定後の承認 (Regulations and orders: approval after being made)

(1) 本法に基づく規則または命令であって、「制定後の承認」(approval after being made) に服するものは、以下の各号に定めるものとする。

(3) DTI, *ibid*, at paras. 1715-1721.

(4) DTI, *ibid*, at para. 1722.

(5) 不採択決議手続については、イギリス会社法制研究会「イギリス2006年会社法(1)」比較法学41巻2号381頁(注30)(中村信男)(2008年)参照。

(6) 採択決議手続については、イギリス会社法制研究会・前掲(注5)393頁(注33)(川島いづみ)参照。

- (a) 当該規則または命令は、制定後にこれを議会に提出しなければならない。
 - (b) 当該規則または命令は、制定された日を始期とする28日の期間内に貴族院および下院のそれぞれの決議によって承認されない限り、当該期間の末日に効力を失う。
- (2) 前項の28日の期間を計算するにあたって、議会在解散または閉会している期間または貴族員および下院の双方が4日を超えて休会となっている期間はこれを算入しない。
- (3) 規則または命令が効力を失ったことは、以下の各号に定めるところに影響を及ぼさない。
- (a) 当該規則または命令に基づいて既に行われた一切のこと、または、
 - (b) 新しい規則または命令の制定

第1292条 規則および命令：補充 (Regulations and orders: supplementary)

- (1) 本法に基づく規則または命令は、以下の各号に定めるものとする。
- (a) 当該規則または命令は、事案または事情の違いに応じ異なる定め (different provisions for different cases or circumstances) を設けることができる。
 - (b) 当該規則または命令は、補充的規定、付随的規定および派生的規定 (supplementary, incidental and consequential provision) を含むことができる。
 - (c) 当該規則または命令は、経過規定 (transitional provision) および適用免除 (savings) を設けることができる。
- (2) 本法に基づく規則によって制定することができる一切の規定は、これを命令によって制定することができる。本法に基づく命令によって制定することができる一切の規定は、これを規則によって制定することができる。
- (3) 本法に基づく規則または命令であって、議会手続 (Parliamentary procedure) が定められていないものによって制定することができる一切の規定は、これを不採択決議手続または採択決議手続に服する規則または命令によってこれを制定することができる。
- (4) 本法に基づく規則または命令であって、不採択決議手続に服するものによって制定することができる一切の規定は、採択決議手続に服する規則または命令によってこれを制定することができる。

「法律」の意義 (Meaning of “enactment”)

第1293条 法律の意義 (Meaning of “enactment”)

本法においては、文脈上別段の取扱いが求められない限り、「法律」は、次の各号に定めるものを含む。

- (a) 1978年法律の解釈に関する法律 (the Interpretation Act 1978 (c.30)) にいう従位立法 (subordinate legislation) に含まれる法律、
- (b) スコットランド議会の制定法に含まれる法律、または、当該制定法に基づいて制定される命令 (instrument) に含まれる法律
- (c) 1978年法律の解釈に関する法律 (the Interpretation Act 1978 (c.30)) にい

う北アイルランド立法に含まれる法律、または、当該立法に基づいて制定される命令に含まれる法律

派生的規定および経過規定 (Consequential and transitional provisions)

第1294条 派生的規定等の制定権限 (Power to make consequential amendments etc)

(1) 国務大臣 (the Secretary of State) または財務省 (the Treasury) は、本法によってまたは本法に基づいて制定された規定に関連して必要または有益と思量するときは、本条が適用される一切の法律を修正、廃止または撤回する規定を、命令によって設けることができる。

(2) 本条は、次の各号に定めるものにこれを適用する。

(a) 本法の成立 (passing) 前に議会を通過した、または制定された一切の法律

(b) 本法または本法に基づいて制定された従位立法に含まれる一切の法律

(c) 本法が議会を通過する会期 (session) の期末までに議会を通過した、または制定された一切の法律

(3) 第1項によって付与される権限の包括性 (generality) を害することなく、本条に基づく命令は、次の各号に定めることを行うことができ、その際、国務大臣または財務省において必要または有益と思量する調整 (adaption) その他の修正を加えることができる。

(a) 会社に関して本法によってまたは本法に基づいて制定された規定を他の組織形態に拡張すること、または、

(b) 会社に関して本法によってまたは本法に基づいて制定された規定を他の組織形態に適合させること

(4) 第3項において本法によって制定された規定とは、規則、命令またはその他の従位立法によって規定を制定する権限を付与する規定を含む。

(5) 本条に基づいて行われる修正 (amendments) は、本法の他の規定によってまたは本法の他の規定に基づいて制定される規定を補足するものであり、本条に基づいて行われる廃止 (repeals) は、本法の他の規定によってまたは本法の他の規定に基づいて制定される規定を害するものではない。

(6) 本条に基づく命令は、採択決議手続に服する。

第1295条 廃止 (Repeals)

附則16において規定された法律は、現実の有用性を欠いている法律を含めて、規定された範囲においてこれを廃止する。

第1296条 経過規定および適用免除を設ける権限 (Power to make transitional provision and savings)

(1) 国務大臣または財務省は、本法によってまたは本法に基づいて制定された規定に関連して必要または有益と思量する経過規定および適用免除を、命令によって設けることができる。

(2) 命令では、施行されている規定について、まだ施行されていない本法のその他

の規定に関連して必要または有益と思量される調整を行うことができる。

(3) 本条に基づいて設けられる経過規定および適用免除は、本法の他の規定によってまたは本法の他の規定に基づいて設けられる経過規定および適用免除を補足するものであり、これを害するものではない。

(4) 本条に基づく命令は、不採択決議手続に服する。

第1297条 法の継続性 (Continuity of the law)

(1) 本条は、本法のいずれかの規定が、本法によって廃止された法律を、修正を付してまたは修正を付さずに再び制定するときに、これを適用する。

(2) 廃止および再制定は、法の継続性に影響しない。

(3) 廃止された規定に基づいてまたは廃止された規定の目的に関して行われた、または、行われたものとされる効力を有する一切の事柄 (従位立法の制定を含む。) であって、本法の該当規定に基づけば、または本法の該当規定 (corresponding provision) の目的に関して行われたはずであるものは、本法の該当規定の施行直前まで通用しまたは有効であるときは、本法の該当規定の施行後も、当該規定に基づいてまたは当該規定の目的に関して効力を有する。

(4) 本法またはその他の法律、命令もしくは文書において本法の規定というときは、(文脈上許される限り)、対応する廃止規定が効力を有していた期間 (times)、事情 (circumstances) または目的に関して、当該該当規定という文言を含むものとしてこれを解釈するものとする。

(5) 法律、命令または文書において廃止規定と (明示的にまたは黙示的に) というときは、(文脈上許される限り)、本法の該当規定が効力を有する期間 (times)、事情 (circumstances) または目的に関して、本法の該当規定という文言であるものとして、または (文脈に応じて) 本法の該当規定という文言を含むものとしてこれを解釈するものとする。

(6) 本条は、本法に含まれる特定の経過規定または適用除外に従って効力を有する。

(7) 本条において本法という文言は、本法に基づいて制定された従位立法を含む。

(8) 本条において、「従位立法」は、1978年法律の解釈に関する法律 (c. 30) におけると同様の意味を有する。

[中村信男]

イギリス2006年会社法 掲載巻号表

第1編 通則	第1条～6条	(1) 41巻2号362頁～
第2編 会社の設立	第7条～16条	(1) 41巻2号366頁～
第3編 会社の定款	第17条～38条	(12) 45巻2号268頁～
第4編 会社の能力および関連事項	第39条～52条	(12) 45巻2号277頁～
第5編 社名	第53条～85条	(13) 45巻3号196頁～
第6編 会社の登記事務所	第86条～88条	(13) 45巻3号213頁～
第7編 会社の種類の変更	第89条～111条	国際商事法務38巻10号
第8編 会社の社員	第112条～144条	(1) 41巻2号372頁～
第9編 社員の権利の行使	第145条～153条	(1) 41巻2号388頁～
第10編 会社の取締役		
第1章～第4章	第154条～226条	(2) 41巻3号190頁～
第5章～第9章	第227条～259条	(3) 41巻2号356頁～
第11編 社員による代表訴訟	第260条～269条	(4) 42巻3号258頁～
第12編 会社秘書役	第270条～280条	(3) 42巻2号378頁～
第13編 株主総会等の決議等		
第1章・第2章	第281条～300条	(4) 42巻3号268頁～
第3章～第7章	第301条～361条	(5) 43巻1号178頁～
第14編 政治献金等の規制	第362条～379条	(4) 42巻3号280頁～
第15編 計算書類および報告		
第1章～第3章	第380条～392条	(7) 43巻3号269頁～
第4章	第393条～414条	(10) 44巻3号182頁～
第5章～第10章	第415条～453条	(7) 43巻3号281頁～
第11章・第12章	第454条～474条	(9) 44巻2号300頁～
第16編 会計監査	第475条～539条	(6) 43巻2号306頁～
第17編 会社の株式資本		
第1章～第7章	第540条～616条	国際商事法務39巻1号・2号
第8章 株式資本の変更	第617条～628条	
第9章 種類株式	第629条～640条	国際商事法務38巻12号

第10章・第11章	第641条～657条	
第18編 自己株式の取得		
第1章・第2章	第658条～683条	国際商事法務38巻11号
第3章 償還株式	第684条～689条	国際商事法務38巻12号
第4章～第7章	第690条～737条	国際商事法務38巻11号
第19編 社債	第738条～754条	(9) 44巻2号317頁～
第20編 私会社と公開会社	第755条～767条	国際商事法務38巻10号
第21編 有価証券およびその譲渡	第768条～790条	(9) 44巻2号324頁～
第22編 株式等の利害関係に関する情報	第791条～828条	国際商事39巻9号・11号
第23編 分配	第829条～853条	国際商事法務39巻4号
第24編 会社の年次報告	第854条～859条	(13) 45巻3号216頁～
第25編 会社の担保	第860条～894条	
第26編 アレンジメントおよび再編	第895条～901条	
第27編 公開会社の合併および会社分割	第902条～941条	国際商事法務39巻12号・40巻2号
第28編 株式公開買付等		
第1章・第2章	第942条～973条	国際商事法務39巻5号・6号
第3章 締出しと株式買取請求	第974条～991条	国際商事法務39巻7号・8号
第4章 1985年会社法第7編の変更	第992条	
第29編 詐欺的取引	第993条	(10) 44巻3号197頁～
第30編 不公正な侵害に対する社員の保護	第994条～999条	(10) 44巻3号198頁～
第31編 解散および登記の回復	第1000条～1034条	
第32編 会社調査	第1035条～1039条	(10) 44巻3号202頁～
第33編 会社立法に基づき設立されたのではない連合王国の会社	第1040条～1043条	(14) 46巻1号248頁～
第34編 外国会社	第1044条～1059条	(14) 46巻1号250頁～
第35編 会社登記官	第1060条～1120条	(11) 45巻1号184頁～

第36編	会社法における罰則	第1121条～1133条	(14) 46卷1号257頁～
第37編	会社：補則	第1134条～1157条	(14) 46卷1号262頁～
第38編	会社：解釈	第1158条～1174条	(12) 45卷2号288頁～
第39編	会社：部分改正	第1175条～1181条	(14) 46卷1号273頁～
第40編	会社取締役：外国における資格剥奪等	第1182条～1191条	(10) 44卷3号207頁～
第41編	商号	第1192条～1208条	(13) 45卷3号220頁～
第42編	法定会計監査役	第1209条～1264条	(8) 44卷1号233頁～
第43編	透明性の義務と関連事項	第1265条～1273条	(15) 46卷2号
第44編	細則	第1274条～1283条	(15) 46卷2号
第45編	北アイルランド	第1284条～1287条	(15) 46卷2号
第46編	一般補則	第1288条～1297条	(15) 46卷2号
第47編	巻末規定	第1298条～1300条	(14) 46卷1号275頁～